

第 46 表 遺産分割事件のうち認容・調停成立件数 特別受益分考慮の有無別 全家庭裁判所

	総 数	有	無	不 詳
件 数	6 707	695	5 296	716

(注) 共同相続人中に民法 903 条所定の特別受益者がいて、遺産の分割に当たりその特別受益分が考慮された事件を「有」に計上している。

第 48 表 遺産分割事件のうち認容・を除外く) 遺産の内容別

遺産の価額	総 数	土 地	建 物	現 金 等	動 産 そ の 他	土 地 ・ 建 物	土 地 ・ 現 金 等
総 数	6 690	753	101	701	59	1 344	441
	(3 705)	(380)	(48)	(271)	(27)	(744)	(234)
1000 万円以下	1 600	373	79	321	32	339	78
	(785)	(189)	(36)	(112)	(14)	(187)	(34)
5000 万円以下	3 107	285	17	309	14	709	250
	(1 768)	(150)	(10)	(129)	(5)	(406)	(144)
1 億円以下	970	39	1	38	3	161	68
	(582)	(18)	(1)	(16)	(3)	(79)	(34)
5 億円以下	648	21	-	15	-	72	22
	(388)	(6)	-	(8)	-	(44)	(10)
5 億円を超える	85	1	-	-	-	11	1
	(44)	(1)	-	-	-	(7)	-
算定不能・不詳	280	34	4	18	10	52	22
	(138)	(16)	(1)	(6)	(5)	(21)	(12)

(注)()内は、代償金を支払う旨の定めがされた件数で、内数である。「現金等」とは、現金、預金及び有価証券等をいい、遺産を換価した場合も含む。

第 47 表 遺産分割事件のうち認容・調停成立で寄与分の定めがあった事件数 寄与分の遺産の価額に占める割合別寄与者別 全家庭裁判所

寄与者	総 数	10 % 以 下	20 % 以 下	30 % 以 下	50 % 以 下	50 % を 超 え る	不 詳
総 数	267	107	68	20	32	5	35
配 偶 者	25	14	4	2	4	-	1
子	224	86	59	17	27	4	31
そ の 他	18	7	5	1	1	1	3

(注) 1件の遺産分割事件で、寄与分の定めがあった者が複数の場合には、定められた寄与分の遺産に占める割合が大きい方を優先して集計し、それが同じ場合には配偶者を優先して集計した。

調停成立件数（「分割をしない」
遺産の価額別 全家庭裁判所

土動 産 地そ の ・他	建 物 ・ 現 金 等	建 動 産 物そ の ・他	現 動 産 金 等 の ・他	土 現 地 ・ 金 建 物 ・ 等	土 動 地 産 ・ そ 建 物 の ・ 他	土 動 地 ・ 産 現 金 等 の ・ 他	建 動 物 ・ 産 現 金 等 の ・ 他	土 現 動 地 ・ 産 金 等 の ・ 建 物 ・ ・ 他
31	111	11	110	1 993	181	58	32	764
(18)	(50)	(6)	(60)	(1 160)	(114)	(29)	(20)	(544)
9	32	4	37	215	23	4	8	46
(5)	(18)	(1)	(17)	(109)	(17)	(2)	(5)	(39)
10	57	5	42	1 007	86	33	15	268
(7)	(21)	(3)	(26)	(591)	(56)	(18)	(10)	(192)
6	10	1	17	397	36	8	4	181
(3)	(6)	(1)	(8)	(263)	(21)	(4)	(2)	(123)
2	4	-	9	277	21	12	1	192
-	(1)	-	(7)	(155)	(11)	(5)	(1)	(140)
-	1	-	-	29	5	1	1	35
-	(1)	-	-	(11)	(3)	-	(1)	(20)
4	7	1	5	68	10	-	3	42
(3)	(3)	(1)	(2)	(31)	(6)	-	(1)	(30)